

## 事業の概要

### 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響による木造住宅の着工数の減少等に伴い、 木材需要が減退しているため、府内産木材の利用拡大を推進し、林業・木材産業 の維持を図ることを目的とする。

### 補助対象経費

「京都の木証明」を受けた府内産木材(建築用)の購入費

### 補助率

1/4

### 助成対象者

府内及び府外の工務店等 (注)緑の木のまち拡大事業等の他事業と併用不可

## 要件

- ① 助成対象者は、「京都の木証明」の対象木材を取り扱う木材加工業者等と連携(ジョイント)(※)をし、府内産木材の利用拡大に取り組むこと (※ 京都府による連携内容の承認を受ける必要があります)
- ② 補助対象木材について、京都府等からの補助金、交付金その他の給付金を受けてないこと
- ③ 補助事業の実施期間中に、対象木材を購入し、納入を済ませること
- ④ 交付申請受付締切は、令和3年2月26日

※「京都の木証明」の対象となる木材の生産、加工又は流通を行う場合、取り扱う前に 取扱事業体の認定又は認証機関登録事業体の認定登録を受けている必要があります。

認定がまだの場合は、事業開始までに必ず認定を受けてください。 ※新規認定の場合、内容により認定まで1ヶ月程度要する場合があります。

# 事業の流れ

提出先 ジョイント計画 受付締切 2021年1月29日 事業者 京都府 京都府 別記第1号様式 ・ジョイント計画(変更)承認書 京都府の審査、承認 事業者に承認書を送付 添付書類を添えて京都府へ 提出 事業開始まで 事業計画 木連 事業者 ・木連第3号様式 木 連 •木連第1号様式 府木連の審査後、計画の承認 添付書類を添えて府木連へ提出 府木連から事業者に送付 事業者 事業者 木製品の購入 「京都の木証明」の取得

・ジョイント計画に基づき、木製

品を購入

木連

審査、補助金額確定

府木連から事業者に送付

・木連第6号様式

事業開始から

補助金支払

関係書類は 5年間保管

・証明発行依頼書、納品書等を

府木連から証明書を発行(約2週間)

添えて府木連に提出

終了まで

Ver.1.1

事業開始

事業者

補助金交付申請

添付書類を添えて府木連へ提出

・木連第5号様式

受付締切

2021年2月26日

## ジョイント計画申請は・・・

## 京都府農林水産部林業振興課

京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 TEL: 075-414-5011 FAX: 075-414-5010 ringyoshinko@pref.kyoto.lg.jp

### 詳細はウェブサイトにて

http://www.pref.kyoto.jp/rinmu/mokuzaiseihinn\_riyoukakudai.html

## 事業計画

### 提出先は(一社)京都府木材組合連合会

- ① 木連第1号様式 木材製品利用拡大緊急対策事業計画(変更)承認申請書 及び別紙
- ② 建設業許可証明書(建築工事業、大工工事業等)
- ③ 誓約書(木連第2号様式)
- ④ 京都府内産木材の見積書
- ⑤ ジョイント計画承認申請書の写し (京都府要領別記第1号様式 及び別紙)
- ⑥ ジョイント計画承認通知の写し

ジョイント承認番号		)		
木材の種類	樹種	材積 (m³)	木材加工業者 (購入予定先) ※流通業者から購入 する場合は、木材加 工業者名の下に [ ] で流通業者名を記載	購入予定額 (税抜き、円)
製材品				
集 成 材				
合 板				
その他 ( )				
計		(B)		(A)

※上記の事業計画を審査し、予算の範囲内で承認します。

木連第1号様式(第7条、第8条関係)

年 月 日

(一社) 京都府木材組合連合会会長 様

所在地〒 申請者(名称) 代表者名 連絡先(電話)( ) -

木材製品利用拡大緊急対策事業計画(変更)承認申請書

木材製品利用拡大緊急対策事業実施要領第7条(第8条)の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 最終木材購入時期	令和 年 月
2 (1) 補助対象額(税抜)	円 (A)
(2) 補助額【(1) ×1/4】	円
3 補助対象木材の材積	m³ (B)
4 木材利用用途	

※2及び3の内訳は木連第1号様式別紙のとおり

※変更の場合は2段書きとし、上段()内に変更前の内容、下段に変更後の内容を記載のこと

#### ※添付書類

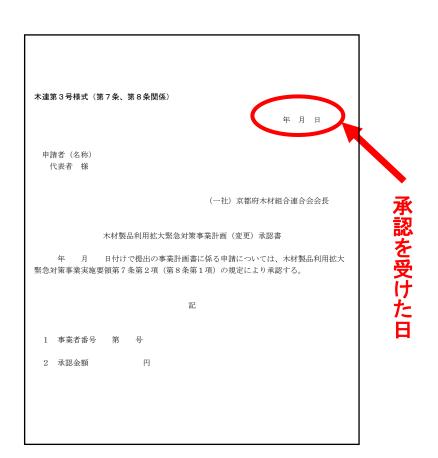
- 1 建設業法第3条第1項の規定による許可に係る通知書の写し若しくは同項の規定による許可を 受けたことを証する書類
- 2 誓約書 (木連第2号様式)
- 3 府内産木材の見積書
- 4 ジョイント計画承認申請書の写し(京都府要領別記第1号様式及び別紙)
- 5 ジョイント計画承認通知書の写し

P.6

## (一社)京都府木材組合連合会からの通知

木連第3号様式 木材製品利用拡大緊急対策事業計画(変更)承認書

承認を受けた日から事業開始(対象木材の発注)となります。



P.7

## 京都の木証明

「京都の木証明」は、生産、加工及び流通の全てが、取扱事業体\*1又は認証機関登録事業体\*2により行われた府内産木材について、府指定認証機関((一社)京都府木材組合連合会)が行います。

\*1 取扱事業体

府内産木材の生産、加工又は流通を行う事業体として府に認定された事業体

\*2 認証機関登録事業体(府外の木材加工場等が対象)

府内産木材の生産、加工又は流通を行う事業体として府指定認証機関に認定登録された事業体

「京都の木証明」の対象となる木材の生産、加工又は流通を行う場合、取り扱う前に 取扱事業体の認定又は認証機関登録事業体の認定登録を受けている必要があります。

認定がまだの場合は、事業開始までに必ず認定を受けてください。

※新規認定の場合、内容により認定まで1ヶ月程度要する場合があります。

### 【参考】

- ・「京都の木証明」について
  - (1) 概要: http://www.pref.kyoto.jp/rinmu/documents/kyotonokisyoumeigaiyou.pdf
  - (2) 仕組み: <a href="http://www.pref.kyoto.jp/rinmu/documents/kyotonokisyoumei.pdf">http://www.pref.kyoto.jp/rinmu/documents/kyotonokisyoumei.pdf</a>
- 「認証機関登録事業体」の認定登録について

手続き方法等: https://www.kyomokuren.or.jp/?page\_id=4707

・「京都の木証明と証明書の発行」について

発行依頼方法等: https://www.kyomokuren.or.jp/京都の木証明と証明書の発行/

(府指定認証機関((一社)京都府木材組合連合会ホームページ)

## 補助金交付申請

#### 提出先は(一社)京都府木材組合連合会

- ① 木連第5号様式 木材製品利用拡大緊急対策事業補助金交付申請書兼請求書
- ② 木連第5号様式(別紙) ジョイント実績報告書
- ③ 京都の木証明書の写し
- ④ 補助対象木材の搬入場所の写真及び位置図並びに 搬入場所における購入木材の写真
- ⑤ 補助対象木材の購入に係る 納品伝票の写し または請求書の写し

※上記の補助金交付申請を書類検査及び 必要に応じて現地検査を実施し、 補助金の額を確定します。

	(ジョイント計	画承認番号:_				
	木材の種類		樹種	材 積 (㎡)	木材加工 業者名	府内産木材の 購入金額 (円)
		製材				
	柱材	集成材				
	模架材	製材				
		集成材				
	羽柄・下地					
造作		材				
	- 合板	構造用				
		非構造用				
	その他 ( )					
A H			(B)		(A)	

#### ※添付書類

- (1) 京都の木証明の写1
- (2)補助対象木材の搬入場所の写真及び位置図、並びに搬
- (3)補助対象となる府内産木材購入に係る納品伝票(写

受付締切 2021年2月26日

## 補助金の額の確定

### (一社)京都府木材組合連合会から通知

木連第6号様式 木材製品利用拡大緊急対策事業補助金交付決定通知書

木連第6号様式(第11条関係)

年 月 日

申請者(名称) 代表者 様

(一社) 京都府木材組合連合会会長

木材製品利用拡大緊急対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった木材製品利用拡大緊急対策事業補助金交付申請 書兼請求書については、木材製品利用拡大緊急対策事業実施要領第11条第1項の規定に より補助金の額を確定しましたので通知します。

なお、同要綱第13条の規定により、本事業に係る証拠書類は適正に管理・保管願います。

記

- 1 事業者番号 第 号
- 2 補助金確定額 円

# 申請をされる前に・・・

必ず実施要綱をお読みください。

## 問い合わせ

### 一般社団法人京都府木材組合連合会

〒604-8417 京都市中京区西ノ京内畑町41-3

TEL (075)802-2991 FAX(075)811-2593

E-mail: info@kyomokuren.or.jp

詳細はウェブサイトにて

http://www.kyomokuren.or.jp/project/